

大和市建築基準法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月25日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第56号

大和市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大和市建築基準法施行細則（平成12年大和市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「第43条第1項ただし書き」を「第43条第2項第2号」に、「第6条ただし書き」を「第6条ただし書」に改める。

第3条第2項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改める。

第5条第1項中「第6条第1項」を「第4条第2項又は第3項」に改める。

第6条第2項第6号中「第85条第5項」の次に「又は第6項」を加える。

第23条中「第20条第1項」を「第19条第1項」に、「第26条」を「第25条」に、「第39条」を「第38条」に改め、同条第1号中「都市計画法」の次に「（昭和43年法律第100号）」を加える。

第28条中「第48条第5号」を「第47条第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成30年9月25日から施行する。